東広島市介護分野資格取得等補助金について

年度をまたぐ研修の特例

対象研修：一つの研修期間が３月３１日より以前に開始し、４月１日以降に終了するもの

申請期間：研修が始まってから翌年度の４月１日から４月１５日まで。

※　年度をまたぐ研修のみ、研修開始後に申請を受け付けるという特例であるため、他の研修については、従来通り研修が始まる前に申請をしなければならない。上記対象研修において、研修期間が4月1日をまたぐものについてのみ、研修開始後でも申請できる。事前に介護保険課に相談すること。

補助対象事業者

・市内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者

補助対象経費

・事業者が研修機関等に直接支払った研修受講料又は資格試験受験料

・対象従業者本人が負担した研修受講料又は資格試験受験料に対して、事業者が対象従業者へ支払った支給金等

研修・資格試験等名称	補助対象経費	補助率	補助限度額（円）
介護職員初任者研修	研修受講料	2分の1 補助対象経費に補助率2分の1を乗じた額(千円未満切捨て)	50,000
生活援助従事者研修			
実務者研修			
喀痰吸引等研修（第1号・第2号・第3号）			
主任介護支援専門員研修			
介護支援専門員実務者研修			
介護福祉士実習指導者講習会			
社会福祉士実習指導者講習会			
認知症介護実践研修			
介護支援専門員実務研修受講試験	資格試験受験料	10分の10 補助対象経費に補助率10分の10を乗じた額（千円未満切捨て）	10,000
社会福祉士国家試験			
介護福祉士国家試験			
精神保健福祉士国家試験			

※補助対象経費：研修受講料又は資格試験受験料、研修受講料等に含まれるテキスト代

※補助対象外経費：受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費、資格の登録に係る登録免許税又は手数料

※補助金交付申請は、市の会計年度において、原則1事業者（法人）につき対象従業者３人まで、対象従業者1人につき1つの研修又は資格試験等について申請できる。

※対象従業者は、正規雇用職員に限る。

※本市以外の助成金等は当該補助対象経費から除外する。当該補助金以外の本市補助金（例：障害福祉分野資格取得等補助金等）を重複して受けることはできない。

手続きの流れ

1　交付申請書の作成

・東広島市ホームページから「東広島市介護分野資格取得等補助金交付要綱」をダウンロードし、補助要件や必要書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。

・補助金の交付を受けた日から起算して１年を経過する日以前に対象従業者が交付申請時に勤務していた介護事業所等を退職したときは、補助金を返還しなければいけないこと（交付決定の取消）を了承し、交付申請をしてください。（死亡した場合又は引き続き本市の区域内に所在する他の介護事業所等において介護サービスに従事している場合を除く）

・既に実施している研修や資格試験は補助対象となりません。補助事業は、交付決定通知後に着手してください。

　ただし、研修期間が4月1日を超えるものについては、事前に相談し、4月1日から4月15日までに申請してください。

2　交付申請書の提出

・事業者は、市介護保険課へ交付申請書と必要添付書類を提出します。

3　交付決定

・交付申請書等の内容を市が審査し、補助金の交付決定をします。（※補助金交付決定通知書）

4　補助事業の実施

＜事業の着手日とは＞次の①～②のいずれか早い日（年度をまたぐ研修については、特例による）

①対象従業者が研修を受講開始した日

②対象従業者が資格試験を受験した日

5　実績報告書の提出

・事業者は、補助事業完了後（対象従業者が研修修了又は資格試験に合格し、及び研修受講料や資格試験に係る事業者の支出が全て完了）30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書と必要添付書類を提出します。

6　補助金の額の確定

・実績報告書等の内容を確認後、補助金の額を確定します。（※補助金額確定通知書）

7　補助金の支払い

・事業者からの請求書（市様式）をもとに補助金を交付します。（※補助金額確定通知書の「2確定額」の金額で請求してください。）

8　対象従業者の１年後の状況を報告

・事業者は、補助金交付日から1年後の対象従業者の状況を必ず報告してください。

令和５年度東広島市介護分野資格取得等補助金スケジュール

申請月	交付申請書受付締切日 （当日必着）	研修着手可能日
令和５年４月	令和５年４月１７日（月）	交付決定日以降
令和５年５月	令和５年５月１５日（月）	交付決定日以降
令和５年６月	令和５年６月１５日（木）	交付決定日以降
令和５年７月	令和５年７月１８日（火）	交付決定日以降
令和５年８月	令和５年８月１５日（火）	交付決定日以降
令和５年９月	令和５年９月１５日（金）	交付決定日以降
令和５年１０月	令和５年１０月１６日（月）	交付決定日以降
令和５年１１月	令和５年１１月１５日（水）	交付決定日以降
令和５年１２月	令和５年１２月１５日（金）	交付決定日以降
令和６年１月	令和６年１月１５日（月）	交付決定日以降
令和６年２月	令和６年２月１５日（木）	交付決定日以降
令和６年３月	令和６年３月１５日（金）	交付決定日以降

※予算額を超える申請があった場合は、受付を早期終了します。

※研修が始まる前の締め切り日までに申請すること。ただし、年度をまたぐ研修の申請期間は、４月１日から４月１５日までとします。

提出書類

●交付申請時

① 東広島市介護分野資格取得等補助金交付申請書（別記様式第１号）

② 資格取得費・研修日程等を確認できるもの（研修パンフレット等）

③ 対象従業者が事業者（申請者）と雇用関係にあることを確認できる書類

④ その他市長が必要と認める書類

※　研修期間が４月１日をまたぐものについては、事前に相談してください。

●変更申請時（※変更等がある場合のみ）

① 東広島市介護分野資格取得等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第３号）

② 変更内容等を確認できるもの

③ その他市長が必要と認める書類

※補助金交付前に、対象従業者が退職等した場合「変更申請書」に必要な書類を添えて、速やかに報告すること。

●実績報告時（※補助事業が完了したとき）

① 東広島市介護分野資格取得等補助金実績報告書（別記様式第５号）

② 対象従業者が交付決定に係る研修を修了し、又は資格試験に合格したことを証する書面の写し

③ 資格取得費等に係る領収証等（研修又は資格試験の実施に関する事務を行う機関が対象従業者又は事業者に宛てて発行したものに限る。）の写し

④ 交付決定に係る研修の受講又は資格試験の受験に関し、一旦対象従業者が支払った研修受講料又は資格試験受験料に対して事業者が対象従業者に対して給付した金銭がある場合は、当該給付に係る明細書の写し

⑤ その他市長が必要と認める書類

●交付請求時（※実績報告後に、補助金額確定通知が届き次第）

① 東広島市介護分野資格取得等補助金交付請求書（別記様式第７号）

② その他市長が必要と認める書類

●補助金交付日から１年後の状況報告時（※30 日以内に必ずご提出ください。）

① 東広島市介護分野資格取得等補助金対象従業者報告書（別記様式第８号）

② その他市長が必要と認める書類

※補助金交付後に、補助金交付日から１年以内に対象従業者が退職等した場合であっても、補助金交付日から１年後の状況を、「対象従業者報告書」に必要な書類を添えて、補助金の交付を受けた日から１年を経過した日から起算して 30 日以内に、必ず報告すること。

※「東広島市介護分野資格取得等補助金交付要綱」を事前にご確認のうえ交付申請してください。

お問合せ先：東広島市健康福祉部介護保険課介護給付係
電　話：082-420-0937（直通）
所在地：〒739-8601　東広島市西条栄町8-29